

辞令書の交付要領に関する通達

昭和 37 年 11 月 21 日
陸幕発総第 1164 号

改正 昭和 60 年 12 月 21 日陸幕法第 183 号 平成 8 年 3 月 26 日陸幕補第 175 号
平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号 平成 27 年 3 月 31 日陸幕補第 358 号
平成 30 年 3 月 27 日陸幕補第 376 号

陸上総隊司令官
各方面総監殿
各部隊長
各機関の長

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規 21)

辞令書の交付要領に関する通達

標記の件、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 66 号）第 16 条（第 18 条の発令事項を除く。）及び第 17 条に基づく辞令書の交付は下記により処理されたい。

記

1 辞令書の交付系統

- (1) 発令者の隷下の隊員に対する交付は、急を要する場合を除き、当該隊員の現指揮系統により送付し、現補職先の部隊等の長を通じて交付するものとする。
- (2) 急を要する場合及び隷下外の隊員に対する交付は、当該隊員の所在する駐屯地又は分屯地内における現補職の範囲内の最上級部隊等に直接送付し、同部隊等の長を通じて交付するものとする。
（「補職の範囲」とは、次発人 1 第 188 号（37. 11. 1）「補職の「職」及び「部隊、部課室等」の範囲の指定」により指定された補職の「職」及び「部隊、部課室等」の範囲をいう。以下同じ。）
- (3) 異任及び補職替えについては、前 2 号にかかわらず異任及び新補職先にかかわる指揮系統により送付し、新補職先の部隊等の長を通じて交付することができる。

2 辞令書の交付責任者

防衛大臣又は陸上幕僚長の発令にかかわる辞令書の交付責任者は、当該隊員の所在する駐屯地又は分屯地内における現補職（又は新補職）の範囲内の最上級部隊等の長とする。

なお、防衛大臣又は陸上幕僚長の発令にかかわる辞令書を陸幕から送付する場合、封筒に「辞令書、陸第 号（又は陸幕人第 号）職又は所属、階級、又は官級氏名を表示する。

3 その他

- (1) 辞令書を交付する退職には、依願退職のほか傷病、応募認定による退職、定年退職（定年特例を含む。）及び任期満了退職を含むものとする。
ただし、最初の任用期間を満了しない任期制隊員の退職については辞令書を交付しないものとする。
- (2) 辞令書の用紙は、陸幕において一括作成し、別途送付する。